

留意事項

令和5年5月
神奈川県健康医療局医療課

1 調査の目的

- ・ 第7次医療計画（中間見直し）及び第8期介護保険事業（支援）計画で見込んでいない転換の詳細を把握し、第8次医療計画及び第9期介護保険事業（支援）計画を作成するための参考とします。
- ・ 介護医療院への転換の意向や予定時期、療養病床の動向等について把握し、今後の各地域における医療や介護の提供体制を検討するにあたっての参考とします。

2 調査対象

令和5年4月1日時点で次の入院基本料を算定している病床を有する医療機関

- ・ 療養病棟入院基本料 療養病棟入院料1・2
- ・ 療養病棟入院基本料（経過措置療養病棟入院基本料注11に規定される点数）
- ・ 療養病棟入院基本料 特別入院基本料
- ・ 有床診療所療養病床入院基本料

3 提出期限及び提出方法

- ・ 別添調査票に記載し、電子メールにて下記あてに送付してください。
※電子メールが使用できない場合は、FAXによる回答でも結構です。
- ・ 提出先メールアドレス：ouhuku-iryuu@pref.kanagawa.lg.jp
FAX : 045-210-8858
- ・ 調査票等の様式ファイルを、以下のホームページに掲載していますので適宜ご利用ください。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/ryouyou/chousa.html>
- ・ 提出期限：令和5年6月2日（金）

4 その他

- ・ 調査結果については、関係市町村に情報提供させていただくほか、厚生労働省へ報告する予定です。
- ・ 現時点の状況を把握するものであり、回答した内容により、貴施設の今後の方向性を制約されることはありません。

(参考) 医療療養病床から介護医療院等への転換に係る補助金について

分類	補助金名称	整備区分	基準額	対象経費補助率
医療療養病床から介護医療院への転換	病床転換助成事業交付金 (国 10/27、県 5/27、支払基金 12/27 を拠出)	改修	500 千円 ×転換前病床数	病床の転換のための施設の改修に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費 【補助率】 10/10
		改築	1,200 千円 ×転換前病床数	
		創設	1,000 千円 ×転換前病床数	

整備区分	整備内容
改修	本体の躯体に及ばない屋内改修（壁撤去等）で整備を伴うものであること。
改築	既存の施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
創設	既存の施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。

*初度経費

設備整備、職員訓練期間中の雇上げ、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業立ち上げに必要な経費[需要費、使用料及び賃借料、備品購入費、(設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料、工事請負費]